

現状	課題	施策（方向性）	基本事業	取組方針	関連個別計画
・令和元年、3年の大雨災害を経験していることから、防災に対する意識は向上し、普段から防災・減災に取り組む市民は増えているが、地域における自主防災に関する取り組みについては減少し、居住地区や年齢層によって防災に対する意識も異なり、意識の二極化が見受けられる。 ・排水機場設備の老朽化による機能低下及び維持管理が困難となっている。また、長期避難者に対応できる環境が整っていない避難所がある。	・市民へ迅速な避難行動につながるような情報発信を行う必要がある。 ・自主防災組織への取り組みが低い地域や年齢層に対し、活動事例の紹介等、防災意識を高める啓発活動を行う必要がある。 ・地域一帯の排水を担う排水機場及び幹線排水路等について、その機能を確実に発揮させるために、国、県、関係機関等と連携を行う必要がある。 ・老朽化した各施設の整備・更新を計画的に行うとともに、排水機の運転・管理に対する支援を行う必要がある。 ・指定避難所の環境整備（冷暖房等）や品目によっては不足している災害時の備蓄物資を充実させる必要がある。 ・平時から利用しているデータを活用し、人命の安全確保及び早期の復旧・復興を実現するための総合的なシステム構築が必要である。（国の防災・減災に対する施策 DXの活用など） ・人口が減少し、担い手も減っており、企業やCSOとの連携した取り組みが求められる。	防災・減災体制の充実	防災意識の啓発推進	防災意識の高揚を図るため、防災関係機関、教育機関、各種団体等と連携して防災教育に取り組み、マイプランの作成等、市民の防災力向上に努めます。	・地域防災計画 ・国土強靱化地域計画 ・水防計画 ・国民保護計画 ・津波避難計画
			地域の防災力の向上	自主的な防災・避難訓練や研修会、消防団の防災訓練の実施を促進するための支援を行い、組織の体制強化を推進します。また、「自分たちの身は自分たちで守る」という連帯感の醸成を図るとともに、防災組織の育成に努めます。	
			危機管理対策の充実	大雨災害等軽減のため、排水機場の適切な維持管理や避難所の環境設備の充実及び防災関連資機材等の更新を行うとともに、遊水地事業の推進や河川改修工事の促進等、国、県等と連携した減災対策に取り組みます。また、災害に即応できる体制の整備を図るため、防災関係機関との連携を強化します。	
・市道の管理者として、市民が道路を安全円滑に通行できるよう、予算の範囲内で維持管理を行っている。 ・通学路の危険箇所の解消に向けた危険箇所の確認作業、対応策の協議等を関係者と実施している。 ・公共交通については、住民の移動ニーズに配慮した需給バランスの取れた効率的な公共交通サービスの提供を目指して循環バスの運行等を実施している。 ・高齢者が関係する交通事故の割合は増加傾向で推移しており、交通死亡事故においても、事故死者に占める高齢者の割合が高い状況である。	・舗装補修の個別施設計画及び橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を行っていく必要がある。 ・通学路の合同点検で指摘を受けた危険箇所の解消に向けて、設計・積算の早期着手及び補助金の確保を行っていく必要がある。 ・住民のニーズを的確に把握し、地域公共交通の効率的な運用と民間路線バスの存続に向け、広報等による利用促進を行う必要がある。 ・通学路を中心に交通危険個所の点検を行い改善していくとともに、街頭指導を強化するなど、関係機関・団体等と連携し、ドライバーの交通安全意識の向上と歩行者等の安全確保に向けた取り組みが必要である。 ・多久佐賀道路（仮）小城インターチェンジに接続するアクセス道路の開通に伴い、周辺道路の交通量の増加が見込まれることから、事前に関係機関と安全対策について協議を行っていく必要がある。	道路・交通網・交通環境の充実	道路の適切な維持管理	国・県道等の上位道路開通に伴うアクセス道路となる市道と老朽化・劣化した市道の改良・改修（メンテナンス）等を計画的に取り組みます。また、橋梁についても、計画的な点検補修等を実施します。	・道路整備網計画 ・小城市地域公共交通計画 ・交通安全計画
			利便性の高い道路の整備	国・県等と十分な協議を行い、利便性の高い道路ネットワークの整備を要望していきます。	
			地域公共交通の利用促進	市民の移動手段を確保するために、地域のみなさんと一緒に地域の実状に応じた公共交通の充実を図ります。	
			交通安全対策の充実	通学路を中心に交通危険個所の点検を行い、改善していくとともに、街頭指導を強化するなど、関係機関・団体等と連携し、ドライバーの交通安全意識の向上と歩行者等の安全確保に取り組みます。	

●施策一覧表（現状と課題、取組方針）				資料 3	（審議順）
現状	課題	施策（方向性）	基本事業	取組方針	関連個別計画
・農業世帯の高齢化、後継者不足により、優良農地の保全や営農の継続が難しくなっている。 ・高齢化や後継者不足が深刻化していることから、担い手の確保・育成が求められている。 ・地球温暖化による気候変動の影響で、近年、台風や大雨といった自然災害が激しさを増しており、これにより農林業施設や農作物への被害が増加傾向にある。 ・消費の低迷や価格の低下、温暖化に伴う海水温の上昇で発生した赤潮等の影響で海苔の出荷枚数が減っている。 ・海苔の品質維持・向上を図っていくため、漁業環境の保全・改善が求められる。 ・漁家世帯の高齢化により後継者不足が深刻化している。	・優良農地の保全に向け、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画（R7.3月策定）に沿って、農地の集積、集約化に継続して取り組んでいく必要がある。 ・ＩＣＴ技術を搭載したコンバイン、農業用ドローンやGISを搭載乗用管理機などの機械導入に対する費用を支援し、農業者の負担の軽減及び作業効率化を推進する必要がある。 ・産地の維持・発展に向け、国や県、JAなどの関係団体と連携し、支援策の検討・協議を進めていく必要がある。 ・共同活動や営農活動の支援について日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）や集落支援員制度を活用し、継続して取り組む必要がある。 ・担い手の確保に向けて、関係団体と協力し、新規就農者のための支援策を検討していく必要がある。 ・災害防止、地球温暖化防止、水資源の涵養といった森林の多面的機能を発揮するべく、公有林、私有林ともに植栽、間伐等の適切な保全管理のため、森林組合及び地元等との協働体制を維持していくとともに個人所有の山林の保全に努める必要がある。 ・安全で効率的な漁業経営のため、漁場環境の保全・改善のための支援を行い、海苔の品質維持・向上を図っていく必要がある。また、芦刈漁港に堆積した潟土の浚渫に取り組み漁港施設の充実を図っていく必要がある。 ・漁業担い手育成・確保のため、新規漁業就業者の研修支援や活動団体の取り組みを支援する必要がある。 ・海洋汚染などの環境問題と漁業資源の減少への対策として、魚介類の生息環境の改善に取り組む必要がある。 ・漁業者の収入安定に向けて、スミノエガキなどの新たな特産物の創出に取り組む必要がある。	農林水産業の振興	経営力の安定強化	県やJAと連携し、地場製品のブランド化や特産品の開発などを推進し、合わせてＩＣＴなどの先端技術の導入による省力化や高品質化などの取組に対する支援により農林水産業の経営の安定化を図ります。	・農業振興地域整備計画 ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
			担い手の育成	高齢化・後継者不足などの課題に対応し、持続可能な農業・水産業を実現するため、関係団体等と連携し、認定農業者や漁業後継者等に必要な支援を行うとともに、新たな担い手となる新規就業者の確保・育成を推進します。	
			基盤施設の整備・維持管理	農林水産業の基盤施設の維持管理を行うとともに、生産物品質の向上と生産性強化などの施設整備を支援します。	
・市商工団体に加入する会員については微増傾向にあったが、物価高騰や賃上げの影響を経営努力で対応できなかった業者の廃業に伴う退会が見え始めた。 ・物価の上昇や原材料費の高騰により仕入額が上昇しており、半導体等の精密機器が手に入りにくくなっていること、また、人件費の上昇などの要因により収益が減少している。 ・企業誘致については平成28年の蛸の郷ファクトリーパークの完売以降は大規模な進出は見られず、進出企業の規模拡張への対応が主となっていた。 ・起業、副業、事業継承については関係団体と連携してセミナー等行っているが、受講者の増、起業件数の増等の結果にはなかなか結びついていない。	・市内企業の知名度アップや各企業が育む商品のPRの強化が図られるよう、各種イベント等での更なるPR活動が必要である。 ・商工業の安定経営のため、引き続き、社会情勢（燃油・原材料等の高騰や物価上昇等）の変化に対応した対策を可能な範囲で講じる必要がある。 ・更なる商工業の振興が図られるよう、今後も商工会、商工会議所、金融機関等と連携し、起業・創業（スタートアップ）支援並びに事業承継支援等を行う必要がある。 ・選んでもらえる企業環境（道路網の充実や環境等）及び就業者環境づくり（子育て等）に各部署連携を図りながら取り組む必要がある。	商工業の振興	市内への企業進出・規模拡大の支援	市内への企業進出・規模拡大を支援するため、企業誘致に関する補助金制度の活用や、国・県と連携した誘致活動を強化します。	
			関係団体と連携した商工振興対策の推進	また、企業進出候補地の検討や、マッチングデータの整理・公表をしながら、市内事業者や進出を検討している事業者の事業展開の受け皿を整理し、市内への企業進出の支援を行います。あわせて経営の安定や、起業（スタートアップ）の支援を行います。	
			市内企業の知名度向上と地域産品の情報発信の強化	地域産業の競争力強化と新たな市場創出ができるよう、起業支援や事業承継支援での企業の持続可能性向上策や、DX導入支援などの業務効率化の推進、販路拡大や製品開発支援などの対策を関係団体と連携しながら、商工振興対策として推進します。	
・観光客はコロナ禍の影響により一時は減少していたが、コロナ禍以降取り戻しを見せている。 ・在住外国人や外国人労働者の増加が見られる。 ・観光施設にある多くの設備等において老朽化が進んでいる。 ・一括したSNS等でのPRができていない。	・地域おこし協力隊の導入による、一括したSNS等でのPRをするなど情報発信の強化が必要である。 ・市として新たなイベント等の開催は難しいと考えるため、団体等の育成のよるイベントの開催につなげる必要がある。 ・観光施設にある多くの設備等において老朽化が進んでおり、修繕等作業員で対応できるものもあるが、根本的解決には至っていない。安全性を第一に考え、修繕や更新、廃止を含めたところで計画的に施設管理をしていく必要がある。 ・訪日外国人への情報発信や多言語対応など、インバウンド対策についての研究が必要である。 ・コロナ禍が明けたことで観光客も戻りつつあることから、これまで以上に関係団体（観光協会等）との連携を図る必要がある。 ・地方創生の視点から関係人口の創出に繋がる具体的な取り組みの方向性として、地域おこし協力隊や地域活性化起業人などの人材を活用していく必要がある。	観光・交流の推進	観光資源の再生・開発	観光協会等の関係機関との連携した観光地・特産品・イベント等の開発・磨き上げを通じて観光資源の再生・開発を行い、小城市に訪れる観光客数を増加させます。	
			関係機関と連携した戦略的な観光PRの強化	観光協会等の関係機関と連携した、小城市・市内観光地・地場産品のPR活動の促進や、SNS等各種メディア・イベントを利用したPR活動の展開を通じて、戦略的なPRの強化を行い、小城市の良さ、地場産品等を多くの人に周知します。	
			交流活動の促進	民間と連携した観光・交流活動の実施と、それらの担い手の育成及び伴走支援を行い、交流施設の利用促進策も講じながら、市内外の住民に様々な交流活動に取り組んでもらい、交流人口の創出を行います。	

現状	課題	施策（方向性）	基本事業	取組方針	関連個別計画
・小城の歴史文化に関心がある市民の割合は、20代から40代が20%未満と最も低く、歴史・文化・伝統芸能の更なる振興に向けて、市民が世代を超えて郷土の歴史や文化に触れる機会の創出が求められている。 ・高齢化に伴う団体構成員の減少により、伝統芸能の活動が縮小傾向にあり、後継者育成が求められている。 ・市内には、千葉城や寺浦廃寺など調査が必要な遺跡のほか、散逸・滅失の恐れのある文化財が数多く存在している。 ・文化財の保管や収蔵には特有の設備やメンテナンスが必要なことから保管場所が不足している。	・中林梧竹記念館、歴史資料館などの展示施設を活用し、世代を超えて小城市の歴史・文化に関心を持ってもらえるような機会の創出と有効的な情報発信を行う必要がある。 ・小城市の伝統芸能が後世に継承できるよう、活動内容を市報・市HPを始めとした媒体で紹介するほか、活動団体に対して補助金を交付する等、担い手確保に向けた取り組みを支援する必要がある。 ・指定文化財の適正な保存や未指定文化財の調査を行い、指定、整備を進め、あわせて文化財保護意識を高めるための情報発信を行う必要がある。 ・不足する文化財の収蔵施設の問題については、既存の公共施設の活用や地域コミュニティやビジネスとの協力により保管場所の確保を検討していく必要がある。	歴史・文化の継承と振興	文化財の適切な保存・継承	小城市にとって重要な文化財を調査し、成果を公開します。特に、貴重な物は文化財保護審議会に諮り、指定を行います。 また、伝統芸能の活動団体に関し支援を行います。	
			歴史・文化に関する情報の提供と施設の活用	展示施設を活用して、小城の歴史・文化に関する情報を提供して市民が興味を持つようにします。	
一定のエリアの人口密度を維持することで日常の生活サービスが確保されるよう「居住誘導区域」へ居住を誘導し、区域内に居住する人口は概ね保たれているが、居住誘導区域外での開発行為申請割合が約 6 割ほどある。	・現在の立地適正化計画は平成29年 3 月に策定しており、策定後おおむね 5 年ごとに調査、分析、評価を行うように努めることと「都市再生特別措置法」で定められているために見直しが必要であり、立地適正化計画における防災指針の策定などの防災対策を踏まえた都市づくりが求められる。また、見直しの際は、他の施策と連携・連動しながら取り組む必要がある。	計画的な土地利用	計画に沿った土地利用の誘導	国県等の関係機関と連携し、各法令に基づく指導及び現況確認を通じて計画的で適切な土地利用の誘導を図っていきます。	・都市計画マスタープラン ・立地適正化計画
			地域の特性を活かした拠点地区の形成と相互連携	活力のある拠点地区のまちづくりを推進するため、生活に必要な都市機能の充実を図るとともに、利便性の高い空間形成に努めます。	